

光 市 記 者 発 表 資 料

令 和 7 年 4 月 14 日

件 名

政治倫理の確立のための光市長の資産等の公開について

内 容

- 1 目 的 市長の資産等の状況を市民等に公開することにより、政治倫理の確立を図る。

※ 根拠条例「政治倫理の確立のための光市長の資産等の公開に関する条例」
- 2 公開内容 市長が任期開始の日において有する資産等の報告書
- 3 閲覧開始 令和7年4月23日(水)から
- 4 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 閲覧場所 光市役所総務課

問い合わせ

担当課.....光市総務課 総務法令係

担当者 森口.....電 話 0833-72-1401